平成２１年（フ）第１２８９号
広島市安佐南区高取南１丁目12番11号
債務者　谷　登喜子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９４号
広島市佐伯区八幡東２丁目19番28―204号
債務者　福岡　喜史
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９５号
広島市佐伯区八幡東２丁目19番28―204号
債務者　福岡　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４１号
広島市中区江波西２丁目１番４―302号
債務者　上松　光伸
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６５号
広島市東区東蟹屋町11番８―202号
債務者　谷口　　強
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６６号
広島市東区東蟹屋町11番８―202号
債務者　谷口　満子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７１号
広島市安佐南区上安２丁目28番７―２―901号
債務者　西嶋　美奈
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８８号
広島県東広島市黒瀬町楢原229番地４　シャルムＳ＆Ｋ201号
債務者　西林　裕子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９４号
広島市安佐北区口田南４丁目27番４―101号
債務者　オフィス　オレンジこと　水戸　大介
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２５号
広島市安佐南区長束４丁目12番21号
債務者　周田　章裕
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３４号
広島市安佐南区川内３丁目５番36号
債務者　ビューティサロンポップこと　田中アケミ
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３９号
広島市西区大芝３丁目14番２―202号
債務者　高麻　　求
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４５号
山口県下関市川中本町１丁目７番10―601号　サンシティ川中
債務者　竹内加代子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
愛媛県新居浜市八雲町12番122号
債務者　三木るり子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１３２号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目10番22号
債務者　永井ちづる
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１４２号
愛媛県西条市三芳178番地５
債務者　松木　　理
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１４４号
愛媛県四国中央市三島朝日１丁目５番９号　大塚団地４棟12号
債務者　青野　　薫（旧姓佐部利）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１４６号
愛媛県四国中央市川之江町2415番地
債務者　檜垣　智成
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所西条支部